

平成31年3月5日

平成31年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

平成31年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成31年3月5日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり9名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	9番 奥野学
10番 出口実	11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫

欠席議員 2名

欠 員 1名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	竹下雅樹
副町長 中口守可	教育次長	澤 憲一
副町長 松田康博	水道事業理事	鵜久森 敦
教 育 長 笠間光弘	会計管理者	福井智淑
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼政策推進担当課長	川端慎也	総務部理事 栗山茂雄
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部総括理事	波戸元雅一
財政改革部長 兼財政課長	相馬進祐	都市整備部総括理事 早野清隆
しあわせ創造部長	松井清幸	総務部理事 兼企画地方創政課長 寺田武司
都市整備部長	家永 淳	財政改革部理事 兼行革推進課長 兼税務課長 阪本 隆

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局係員 池田雄哉

○会 期

平成31年3月1日から3月26日（26日）

○会議録署名議員

10番 出口 実 11番 竹原伸晃

議事日程

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第7次）） |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算（第3次）について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 平成31年度岬町一般会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 平成31年度岬町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 平成31年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 平成31年度岬町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成31年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成31年度岬町介護保険特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成31年度岬町淡輪財産特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成31年度岬町深日財産区特別会計予算について |

日程第15	議案第14号	平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算について
日程第16	議案第15号	工事委託契約の締結について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）
日程第17	議案第16号	工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1））
日程第18	議案第17号	工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2））
日程第19	議案第18号	工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3））
日程第20	議案第19号	岬町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第21	議案第20号	岬町総合計画条例の制定について
日程第22	議案第21号	岬町庁舎整備検討委員会条例の制定について
日程第23	議案第22号	岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第24	議案第23号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第25	議案第24号	岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第26	議案第25号	岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第27	議案第26号	岬町介護保険条例の一部改正について
日程第28	報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成31年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は9名でございます。欠席議員は2名でございます。欠員1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、諸般の報告を行います。

3月4日大阪府町村議長会定期総会におきまして、奥野 学君、出口 実君が、全国町村議会議長会から自治功労者表彰を受けましたので、ただいまから伝達式を行います。

奥野 学君、出口 実君は演台前にお越しく下さい。

(表彰状授与)

○道工晴久議長 表彰状 大阪府岬町 奥野 学殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

おめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 表彰状 大阪府岬町 出口 実殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されました。その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成31年2月6日

全国町村議会議長会会長 櫻井正人

おめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈がございます。

田代町長は、演台前にお越してください。

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 奥野 学殿。

あなたは多年にわたり、岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与・貢献されました。その功績はまことに顕著で、ここに感謝の意を表します。

平成31年3月5日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。

(拍手)

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 出口 実殿。

あなたは多年にわたり、岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与・貢献されました。その功績はまことに顕著で、ここに感謝の意を表します。

平成31年3月5日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 ただいま、感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられましたお二人より謝辞を申し述べたいとのことでございますので、これを許可いたします。

まず、奥野 学君から許可いたします。

○奥野 学議員 どうも皆さん、おはようございます。

先ほど道工議長並びに田代町長より立派な表彰状をいただきまして、まことにありがとうございます。大変身が締まる思い、改めて身の締まる思いでございます。

初めて立候補させていただきましてのは46歳でございました。それから、早16年、4期務めさせていただくこととなりますけれども、あっという間の16年間であったように思います。

3人の町長さんといろいろ議論を交わさせていただきました。いろんなこともございましたけれども、この4月、我々また改選となりますけれども、住民の皆さんから改めて信託をいただけましたら、なお一層頑張らせていただきたいと思います。

本日はまことにありがとうございます。

(拍手)

○道工晴久議長 次に、出口 実君。

○出口 実議員 皆さんおはようございます。

本日、私にとって身に余る表彰状をいただきまして、まことにありがとうございます。

これも皆さんのおかげで、特に有権者の方々、住民の方々、議員の方々、また行政の方々のご支援、ご指導によりまして、この表彰状をいただけたと感じております。

そういう中で、特に有権者の方の清き一票で議員バッチを16年間あずかせていただきまして、何とか議会の議員活動ができたと思っております。これもひとえに皆さん方のご指導、ご支援がなかったらここまで私も来られていません。

そういう中で、これからもまた基本に立ち返りまして議員活動を精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞ一つご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 表彰を受けました議員の皆さんにおかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦勞様でございました。

今後とも、よりよい岬町のためによりよくお願いを申し上げまして諸般の報告を終わらせていただきます。

○道工晴久議長 日程第2、議案第1号「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第7次））」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第1号、「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第7次））」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加に伴い、関連予算にかかる補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年1月30日付で専決処分をしたものでございます。

今般の補正予算につきましては、ふるさと納税として、岬ゆめ・みらい寄附金のお申し込

みをいただいておりますが、年末を迎えてふるさと納税が想定以上に増加し、謝礼品等にかかる予算に不足が生じたことから編成を行ったものでございます。

本来であれば、3月定例会におきまして補正予算を上程させていただくべきところではありますが、ふるさと納税をいただいた方に迅速に謝礼品の発送ができるよう、必要な金額を専決処分させていただいたものであり、ご理解をお願いいたします。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億695万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

寄附金といたしまして、ふるさと納税による岬ゆめ・みらい寄附金5,000万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、4,400万円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税として岬ゆめ・みらい寄附をいただいた方に寄附金額に応じて謝礼品をお送りするための費用の財源といたしまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、4,400万円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税の謝礼品にかかる経費を計上しております。

ふるさと納税をいただいた方には寄附金額に応じてお礼の品をお送りさせていただいております。

謝礼品の予算として報償費の岬ゆめ・みらい寄附謝礼3,100万円を、役務費のふるさと納税を応援するサイトから申し込まれた場合、寄附金額に応じて運営会社に掲載料を支払うこととなりますので、ふるさと応援サイト掲載料1,300万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、これらの経費に必要な財源につきましては、岬ゆめ・みらい基金繰入金を充当いた

しております。

続きまして、諸支出金につきましては5,000万円を計上いたしております。内容といたしましては、ふるさと納税として寄附をいただいた金額を岬ゆめ・みらい基金へ積み立てを行うものでございます。

以上が、本補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 このゆめ・みらい基金で、前にシャープが岬町の会社でないの、このゆめ・みらいは難しいなとか、そんなの少し聞いたような気がするのですが、今度、このゆめ・みらい基金について、国の規定が変わったというのですか、電化製品についてはだめだということで、今後、岬町にとっては大きな痛手になるのではないのかと思うのですが、この問題について、私が国でと今言いましたが、この点についても一度詳しく、なぜダメになったか、電化製品が何でダメになったのかということがもしわかっていたら説明していただきたいのですが、よろしくお願いします。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 議員のご質問にお答えさせていただきます。

電化製品の取り扱いにつきましては、国のほうから地場産品、それと返戻率を30%におさめよというような指導の通知が来ております。

それと、高額返礼品ということで、特に電化製品とか、あと時計とか、そういうものについては返礼品として取り扱うことは好ましくないという通知になっております。

それと、本町のふるさと納税の考え方ですが、本町では国の税制改正においてふるさと納税の趣旨に違反するような返礼品を送付した場合、寄附金控除の対象外とするという制度の見直しが今回行われております。

以前は、本町におきましても地場産品以外の返礼品として町外のお肉とか魚介類、家電とか旅行券などを中心に返礼品を扱ってきましたが、現在、地場産品以外の返礼品については取り扱いは行っておりません。

平成31年度におきましては、寄附額が大幅に減ることが予想されておりますので、今後は新たな地場産品の掘り起こしや魅力ある返礼品の品揃えすることが課題であると現在考え

ております。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今、説明していただいたように、地場産業でできる何か、掘り起こしてと言ってくれていますので、一応やはり岬町としてはなかなかそれは難しいと思いますが、地場産業の何かを掘り起こして、これに携われるように頑張っていたきたい。要望しておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号「専決処分の承認について（平成30年度岬町一般会計補正予算（第7次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第2号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第2、「平成30年度岬町一般会計補正予算（第8次）について」をご説明いたします。

我が国の足下の景気は緩やかな回復基調にあるとされているものの、中国経済の成長率の鈍化などにより、今後の先行きについて不透明感が増大しております。

我が国の産業構造は輸出企業の割合が高く、世界景気の影響を受けやすいことから、今後の動向を注視していく必要があります。

一方、本町の財政状況は、歳入につきましては人口の減少や地価の下落等により町税収入は微増にとどまることから、補助金や起債などの特定財源の確保策が重要となるとともに、

歳出におきましては少子高齢化の進展にかかる社会保障関係経費の増加に加えて、公債費など義務的経費が財政を圧迫しており、引き続き厳しい状況にあることには変わりありません。

今般の補正予算につきましては、自己都合退職者への退職手当を含む人件費の調整、決算見込みを踏まえた不用額の調整などを中心に編成をいたしております。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,915万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億4,611万5,000円とするものでございます。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては9ページから12ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、国民健康保険基盤安定負担金の決定により59万2,000円を計上いたしております。

府支出金につきましても、国庫支出金と同様に国民健康保険基盤安定負担金15万5,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、個人や団体からの小学校への指定寄附といたしまして10万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算編成に伴う財源調整といたしまして財政調整基金繰入金2,489万円を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,342万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、水道事業担当課に在籍いたしました職員の退職手当につきましては、在職期間に応じて本町の一般会計と水道事業会計の間で繰り出しの基準を定めております。

これに伴う定年退職者にかかる負担額及び平成31年度から大阪広域水道企業団へ事業移管されることに伴う水道事業担当課の在職歴のある職員にかかる負担額を計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費といたしまして、4,213万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、自己都合退職の申し出に伴う退職手当3,094万2,000円を、平成31年度からの大阪広域水道企業団への身分移管に伴う水道事業会計繰出金（過年度退職引当金）1,119万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

民生費といたしまして、69万7,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴う繰出金99万5,000円を増額計上する一方、介護保険特別会計で支弁する介護給付費の決算見込みに伴う繰出金169万2,000円を減額計上するものでございます。

商工費といたしましては、企業誘致優遇措置助成金の不用額290万7,000円を減額計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員の退職に伴う報償金52万8,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、団体や個人からいただいた指定寄附として淡輪小学校、深日小学校への図書購入費10万円を計上するものでございます。

次に、4ページをご参照願います。第2表、繰越明許費補正をご覧ください。

事業の進捗により、翌年度に繰り越しが見込まれる事業について、深日墓地法面改修事業ほか5事業を新たに追加するとともに、既に設定いたしております町道海岸連絡線整備事業につきましては繰越限度額を変更するものでございます。

最後に5ページをご参照願います。第3表、債務負担行為補正をご覧ください。

平成30年度当初予算におきまして、平成32年度までと設定いたしておりました防災行政無線再整備事業につきましては、今年度に整備内容を見直し、単年度契約を行ったことに伴い、一旦債務負担行為の廃止をして、平成31年度当初予算において計上し直すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第2号、平成30年度岬町一般会計補正予算(第8次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第3号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第4、議案第3号、平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、低所得者にかかる保険料の政令軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金について編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照ください。

本補正予算は財源更正によるもので、歳入歳出予算ともに総額の増減はなく、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

国民健康保険料といたしまして99万5,000円を減額し、続いて繰入金、他会計繰入金といたしまして99万5,000円を増額計上しております。

内容といたしましては、保険基盤安定事業費の決定に伴い繰入金を増額し、その増額分、国民健康保険料を減額するものでございます。

続いて、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをあわせてご参照願います。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付分といたしまして、その他特定財源から一般財源へ100万7,000円を、後期高齢者支援金等分といたしましては一般財源からその他財源へ337万4,000円を、介護納付金分としましては、その他特定財源から一般財源へ137万2,000円をそれぞれ財源更正するもので、補正額は0円でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第3号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第4号「平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第4号、平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)につきましてご説明いたします。

本補正予算は、介護給付費が当初見込みより減少することから、歳出の科目間調整を行い、介護保険法に基づく法定割合に基づき歳入予算を調整するものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,353万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,825万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の2ページ、第1表、歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料としまして297万6,000円を減額計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金につきましては介護給付費負担金282万7,000円を減額計上いたしております。

また、国庫補助金につきましても81万1,000円を減額計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては365万4,000円を、府支出金、府負担金につきましては157万2,000円を、繰入金、一般会計繰入金につきましては169万2,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費を減額し、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費を増額し、総額で1,353万2,000円を減額するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第4号「平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第3次)について」は会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6、議案第5号「平成30年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。水道事業理事、鵜久森敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第6、議案第5号、平成30年度岬町水道事業会計補正予算(第2次)についてご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、岬町水道事業の大阪広域水道企業団への統合により、身

分移管する職員の退職金の調整及び水道事業で所有する水道庁舎を町に移管するため、資産の損失計上を行うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。なお、詳細につきましては2ページから3ページに記載されておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の収益的収入の水道事業収益のうち、特別利益につきましては、町から企業団に身分移管する職員の退職金を一般会計繰入金として1,119万2,000円を計上しております。

次に、収益的支出では、水道事業費用のうち特別損失につきましては3,304万8,000円を計上しております。

主な内容といたしましては、企業団に身分移管する職員の退職金を過年度退職引当金繰入額として1,119万2,000円、水道庁舎を町に移管するため、水道庁舎譲渡損として2,185万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

第3条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めており、今回の収益的支出における職員給与費の総額を6,423万8,000円から7,543万円に改めるものでございます。

以上が、平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）の概要でございます。本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第5号「平成30年度岬町水道事業会計補正予算（第2次）について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7、議案第6号「平成31年度岬町一般会計予算について」から日程第15、議案第14号「平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件

を一括議題とします。

それでは、「平成31年度当初予算に関する説明」及び日程第7、議案第6号「平成31年度岬町一般会計予算について」から、日程第15、議案第14号「平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件について説明を求めます。副町長 中口守可君。

○中口副町長 「平成31年度当初予算に関する説明」及び日程第7、議案第6号、「平成31年度岬町一般会計予算について」から、日程第15、議案第14号、「平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」まで、9件の提案の説明をさせていただきます。

初日の町長からの平成31年度町政運営方針を受けまして、私のほうからは、平成31年度の本町の当初予算につきまして、会計ごとにご説明させていただきます。

長時間になると思いますが、よろしくお願いいいたします。

それではまず、平成31年度岬町一般会計予算についてご説明いたします。

予算書2ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ78億1,400万円を計上いたしており、対前年度比17.3%の減となっております。

なお、借換債の発行に伴い、平成31年度予算では1億4,484万9,000円を、平成30年度予算では9,684万1,000円を歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は18.0%の減となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。予算書8ページ、第2表債務負担行為に掲げております。

防災行政無線再整備事業など5事業につきましては、期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債につきましては、予算書9ページ、第3表地方債に掲げております。防災行政無線整備事業など9事業につきまして、起債の目的ごとに限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書11ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、14ページから51ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては、対前年度2,795万1,000円増額の20億5,815

万1,000円を計上いたしております。景気は緩やかな回復基調にあると言われておりますが、人口減少に伴う納税義務者数の減少や主要企業が少ない本町におきましては、国の経済政策等の効果が十分には行き届いていない状況でございます。地価の下落等により固定資産税の減少が続く一方、給与所得額の増加等により町民税の個人所得割が増加することで、町税全体で微増となっております。

款2、地方譲与税から、款10、地方特例交付金までの各種譲与税交付金につきましては、合計で4億3,382万9,000円を計上いたしております。平成30年度の収入見込み及び平成31年度の地方財政計画などを踏まえて計上いたしております。10月から予定されております消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増加などにより、対前年度1,191万1,000円の増額となっております。

なお、款9、環境性能割交付金につきましては、10月からの消費税率の引き上げに伴い自動車取得税交付金が廃止され、かわって環境性能に応じた交付金として新たに計上いたしております。

款11、地方交付税につきましては、本町の税収等の状況や平成31年度地方財政計画などを踏まえ、対前年度8,900万円増額の19億6,300万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が16億9,800万円、特別地方交付税が2億6,500万円となっております。

款12、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款13、分担金及び負担金につきましては、障害支援区分認定審査会共同設置負担金の増加などにより、対前年度495万2,000円増額の5,794万6,000円を計上いたしております。

款14、使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料の増加などにより、対前年度348万7,000円増額の1億2,982万6,000円を計上いたしております。

款15、国庫支出金につきましては、町道海岸連絡線整備事業や町営緑ヶ丘住宅建設事業などに係る社会資本整備総合交付金の減少などにより、対前年度4億8,187万1,000円減額の9億1,076万9,000円を計上いたしております。

款16、府支出金につきましては、参議院議員選挙や大阪府知事・大阪府議会議員選挙執行委託金の増加などにより、対前年度4,854万円増額の5億7,305万円を計上いたしております。

款17、財産収入につきましては、町有地売払収入の増加などにより、対前年度24万8,000円増額の4,745万8,000円を計上いたしております。

款18、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の減少により、対前年度4億9,000万円減額の1,000万円を計上いたしております。

款19、繰入金につきましては、対前年度3億8,193万8,000円減額の4億6,886万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金1億5,000万円を、岬ゆめ・みらい基金繰入金1億7,465万3,000円を、各財産区特別会計からの繰入金を合計で9,328万1,000円を、それぞれ計上いたしております。

款20、繰越金につきましては、平成30年度決算見込みを踏まえ、対前年度400万円増額の5,800万円を計上いたしております。

款21、諸収入につきましては、深日港・洲本港を結ぶ広域サイクルツーリズム事業に係る海上サイクルルート利用料や広域サイクルツーリズム事業負担金の増加などにより、対前年度5,441万2,000円増額の1億3,746万1,000円を計上いたしております。

款22、町債につきましては、9億6,164万9,000円を計上いたしております。町道海岸連絡線整備事業などの町道整備事業債の減少などにより、対前年度5億2,669万2,000円の減額となっております。なお、借換債を除く対前年度は、5億7,470万円の減額となっております。

次に歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書12ページ、13ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、52ページから179ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、対前年度30万1,000円増額の1億905万3,000円を計上いたしております。

款2、総務費につきましては、防災行政無線再整備事業や岬ゆめ・みらい寄附をいただいた方への謝礼費用などに係るふるさと応援事業の減少などにより、対前年度9,045万2,000円減額の12億5,522万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、現在の第4次総合計画が平成32年度で終了することから、平成33年度以降のまちづくりの基本方針を定めるため、第5次総合計画の策定に着手してまいります。また、役場本庁舎の防災機能の向上のため、庁舎整備のあり方について検討し基本計画の策定を行

います。

款3、民生費につきましては、老人医療助成費の減少や旧深日保育所解体撤去事業の終了などにより、対前年度3,116万円減額の24億898万8,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、子育て支援センター、こぐま園の屋上防水の改修を行います。拡充事業といたしましては、子ども医療費について、現在の中学校卒業までの助成対象を、入院・通院とも満18歳までに引き上げることで、保護者の負担を軽減し子育てを支援してまいります。

なお、今年10月1日以降の幼児教育の無償化への対応につきましては、現在国会において子ども・子育て支援法改正法案が審議中と聞き及んでおります。今後、国から発出される事務上の取り扱いを踏まえ、補正予算において適切に対応してまいりたいと思います。

款4、衛生費につきましては、平成30年度に実施した水道事業会計に対する貸付事業が終了したことなどにより、対前年度1億8,724万3,000円減額の7億3,691万6,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、ごみ処理施設を改修することで焼却能力の維持を図ります。拡充事業といたしましては、風疹に関する追加対策といたしまして特に抗体保有率が低い39歳から56歳の男性を対象に予防接種法に基づく定期接種を3年間無料で実施いたします。

款6、農林水産業費につきましては、対前年度36万9,000円増額の7,137万5,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、町内の農とみどりの資源を対象に、観光、農業、特産品等の観点から、農とみどりの活性化構想を策定いたします。また、これを受けて、農業公園の整備に向けた基本構想の策定につなげてまいりたいと考えております。

款7、商工費につきましては、海釣り公園整備事業の増加などにより、対前年度2,295万7,000円増額の1億397万8,000円を計上いたしております。平成31年度も引き続き岬町観光協会と連携を図り、本町の観光資源を町内外に広くPRに努めるとともに、岬町商工会と連携し地域産業の振興を図ってまいります。

款8、土木費につきましては、町道海岸連絡線整備事業の減少や町営緑ヶ丘住宅建設事業の終了などにより、対前年度9億4,580万7,000円減額の13億1,324万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、岬町空家等対策計画の基本方針に基づき、適正な管理が行われていない空家等の除却費用を補助することで空家の解消を目指します。また、継続事業といたしまして、現在整備中の町道海岸連絡線や町道多奈川

歴史街道線整備事業につきましては、いずれも平成31年度完成に向けて引き続き鋭意実施してまいりたいと思います。

款9、消防費につきましては、防災備蓄倉庫整備事業の増加などにより、対前年度1,075万5,000円増額の4億1,636万2,000円を計上いたしております。新規事業といたしましては、防災備蓄物資の適正かつ効率的な備蓄体制を構築するため、本庁舎南側にある町有地の坊の山に備蓄倉庫を整備いたします。

款10、教育費につきましては、PCB廃棄物処理経費の増加などにより、対前年度1,862万6,000円増額の4億5,426万7,000円を計上いたしております。新規施策といたしましては、小学校のICT教育環境を整備するため各小学校のパソコンの更新を行います。また、町立の小学校・中学校・幼稚園に係る学校施設長寿命化計画の策定を行ってまいります。

款11、災害復旧費につきましては、多奈川地区多目的公園災害復旧費といたしまして、新たに5,614万4,000円を計上いたしております。

款12、公債費につきましては、地方債利子償還金の減少などにより、対前年度2,052万9,000円減額の8億3,212万1,000円を計上いたしております。なお、借換を除く対前年度は、6,853万7,000円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、岬ゆめ・みらい基金積立金の減少などにより、対前年度4億6,996万1,000円減額の5,133万円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成31年度岬町国民健康保険特別会計予算につきまして説明いたします。予算書190ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ27億3,899万8,000円を計上いたしており、対前年度比0.7%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書195ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、198ページから205ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の増加などにより、

対前年度3,421万6,000円増額の4億9,251万2,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などとしたしまして、前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても、督促手数料としたしまして、前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款5、府支出金につきましては、普通交付金の減少などにより、対前年度5,378万9,000円減額の20億6,871万4,000円を計上いたしております。

款6、財産収入につきましては、基金預金利子としたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款7、繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の減少などにより、対前年度44万9,000円減額の1億7,626万8,000円を計上いたしております。

款9、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の増加などにより、対前年度81万3,000円増額の150万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書196ページ、197ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、206ページから221ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては賦課徴収費の減少などにより、対前年度43万6,000円減額の3,202万3,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、退職被保険者等療養給付費の減少などにより、対前年度4,375万8,000円減額の20億1,323万7,000円を計上いたしております。

款3、国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付分の増加などにより、対前年度1,899万8,000円増額の6億2,664万8,000円を計上いたしております。

款4、共同事業拠出金につきましては、年金受給者一覧表作成費としたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款6、保健事業費につきましては、対前年度598万7,000円増額の3,457万8,000円を計上いたしております。新規施策としたしまして、大阪府健康づくりプラットフォーム事業への参加等を通じた生活習慣病予防対策に取り組めます。また、継続事業としたしまして、特定健診や歯科検診、従来からの生活習慣病予防対策にも取り組むほか、ジェネリ

ック医薬品への変更勧奨などを通じて医療費の適正化を図る事業を引き続き実施いたします。

款7、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして、前年度と同額の1,000円を、款8、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして、前年度と同額の100万円を、款9、諸支出金につきましても、一般被保険者保険料還付金などとして、前年度と同額の151万円を、それぞれ計上いたしております。

款10、予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

続きまして、平成31年度岬町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、説明いたします。予算書230ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ3億298万5,000円を計上いたしており、対前年度比4.7%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の234ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、237ページから240ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の減少などにより、対前年度1,003万8,000円減額の2億3,230万8,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の減少などにより、対前年度263万9,000円減額の7,067万4,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、延滞金などとして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

なお、国庫支出金につきましては、科目を廃止しております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書235ページ、236ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、241ページから244ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度190万7,000円減額の415万1,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の減

少などにより、対前年度1,293万円減額の2億9,843万4,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、前年度と同額の30万円を、款4、予備費につきましても、前年度と同額の10万円を、それぞれ計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成31年度岬町下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書246ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ6億5,382万9,000円を計上いたしており、対前年度比3.2%の減となっております。なお、下水道事業借換債といたしまして、平成31年度予算では7,072万円を、平成30年度予算では7,999万円を、歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は、2.1%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書249ページ、第2表地方債に掲げております。下水道事業など2事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の251ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、254ページから257ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度81万7,000円増額の2億8,635万7,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、資本費平準化債の減少などにより、対前年度3,777万円減額の2億2,412万円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は2,850万円の減額となっております。

款3、国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度105万円増額の1,910万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、水道管移設受託事業収入の増加などにより、対前年度513万円増額の589万3,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料の増加などにより、対前年度818万7,000円増額の1億1,556万3,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度91万4,000円増額の279万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書252ページ、253ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、258ページから263ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度471万4,000円増額の1億785万4,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、流域下水道事業費の減少などにより、対前年度1,248万円減額の7,376万5,000円を計上いたしております。事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費481万1,000円、公共下水道事業費6,895万4,000円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債利子償還金の減少などにより、対前年度1,390万6,000円減額の4億7,221万円を計上いたしております。なお、借換を除く対前年度は、463万6,000円の減額となっております。

以上が、平成31年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成31年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書273ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,467万6,000円を計上いたしており、対前年度比19.6%の減となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の277ページをご覧ください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、280ページ、281ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度353万2,000円減額の1,334万3,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料といたしまして、対前年度4万円減額の133万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書278ページ、27

9ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、282ページ、283ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費といたしまして、対前年度357万3,000円減額の412万9,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元金償還金の増加により、対前年度1,000円増額の1,054万7,000円を計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成31年度岬町介護保険特別会計予算につきまして、ご説明いたします。予算書の286ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ19億1,688万3,000円を計上いたしており、対前年度比0.0%となっており増減はございません。

第2条は債務負担行為の定めでございます。予算書289ページ、第2表、債務負担行為に記載しておりますとおり、介護保険事務処理システム事業について期間及び限度額を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書291ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、294ページから301ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度2,729万6,000円減額の3億4,355万7,000円を計上いたしております。

款2、分担金及び負担金といたしましては、阪南市、泉南市、岬町の共同で設置しております介護認定審査会の事務局を平成31年度から本町が担うことになったことに伴い、構成団体からの認定審査会共同設置負担金3,730万3,000円を新たに計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度7,000円増額の5万5,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の減少などにより、対前年度460万7,000円減額の4億6,136万1,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の減少などにより、対前年度1,

171万8,000円減額の4億7,620万円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、介護給付費負担金の減少などにより、対前年度461万3,000円減額の2億5,426万6,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、対前年度1,000円増額の1万2,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度1,150万8,000円増額の3億4,401万2,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金3億668万7,000円、介護給付費準備基金繰入金3,732万5,000円となっております。

款11、諸収入につきましては、認定調査受託金の減少などにより、対前年度5万5,000円減額の11万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の292ページ、293ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、302ページから323ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、介護認定審査会経費の増加などにより、対前年度4,055万8,000円増額の9,915万6,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の減少などにより、対前年度4,155万6,000円減額の16億7,311万8,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、認知症総合支援事業の増加などにより、対前年度132万7,000円増額の1億4,179万7,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして、前年度と同額の50万円計上いたしております。

款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして、対前年度20万円増額の30万円を計上いたしております。

款8、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金といたしまして、対前年度1,000円増額の1万2,000円を計上いたしております。

款9、予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町介護保険特別会計予算でございます。

次に、平成31年度岬町淡輪財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書333ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ721万円を計上いたしており、対前年度比1.7%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の337ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、340ページから343ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の減少により、対前年度20万円減額の193万3,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金として前年度と同額の1,000円を、

款3、諸収入につきましても、預金利子として前年度と同額の1,000円を、それぞれ計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度32万円増額の527万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書338ページ、339ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、344ページから347ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の減少などにより、対前年度43万4,000円減額の505万8,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度55万4,000円増額の115万2,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成31年度岬町深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の350ページをご覧ください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ5,648万9,000円を計上いたしており、対前年度比17.1%の増となっております。事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の354ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、357ページから360ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の減少などにより、対前年度14万

7, 000円減額の2, 131万3, 000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1, 000円を、款3、諸収入につきましても、預金利子といたしまして、前年度と同額の2, 000円を、それぞれ計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度840万5, 000円増額の3, 517万3, 000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書355ページ、356ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、361ページから364ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区管理会費の減少などにより、対前年度42万円減額の643万2, 000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度867万8, 000円増額の4, 905万7, 000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

最後に、平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。予算書の367ページをご覧ください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ8, 484万6, 000円を計上いたしており、対前年度比77. 0%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の371ページをご覧ください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、374ページから377ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の増加などにより、対前年度19万2, 000円増額の78万円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、新たに1, 000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、前年度と同額の1, 000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたし

まして、対前年度3,670万4,000円増額の8,406万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書372ページ、373ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、378ページから381ページに記載しておりますのであわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、維持管理費の減少などにより、対前年度504万9,000円減額の773万6,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度4,194万6,000円増額の7,611万円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上が、平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

なお、水道事業会計につきましては、平成31年度から大阪広域水道企業団へ移行するため、平成30年度をもって廃止されております。

以上が、平成31年度一般会計予算のほか8会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後日、開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 事業委員でありますので、質問できるかどうかわかりませんが、下水道について、どうしても副町長にも聞いておいてもらわなくてはと思うのですが、この予算書を見ますと。

○道工晴久議長 和田議員、すみません。委員会に所属していますので、委員会でお願ひしたいのですが。

大綱的質疑は、所属してないところの科目についてしてください。

○和田勝弘議員 わかっていますが、この予算では一つも下水道、前に進みません。何とか考えていただきたい。

それだけ言っておきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

議案第6号「平成31年度岬町一般会計予算について」から議案第14号「平成31年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第14号については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第16、議案第15号「工事委託契約の締結について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第16、議案第15号、工事委託契約の締結について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）につきまして、ご説明いたします。

提案理由としましては、南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事の施工にあたり、工事委託契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工仮設工事、契約の方法につきましては随意契約でございます。

契約金額につきましては、2億5,907万400円。うち消費税及び地方消費税の額は1,919万400円でございます。

契約の相手方でございますが、大阪府中央区難波五丁目1番60号 南海電気鉄道株式会社 取締役社長 遠北光彦でございます。

続きまして、工事概要をご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページをご覧ください。

工事概要といたしましては、橋梁上部工仮設工事一式でございます。

工事延長は24.5メートル、道路幅員は車道片側1車線3.5メートル、全幅7メー

ル、片側歩道2.5メートルの橋梁の整備となります。

2ページに工事箇所図、3ページに簡単ではございますが、橋梁施工箇所と工事延長を記載しております。

工事箇所としましては、南海本線上部で、延長が24.5メートルの区間の橋梁の整備でございます。

4ページには、参考図としまして橋梁の平面図等を記載しております。

工事期間につきましては、議会の議決日から平成32年3月31日まででございます。

以上が議案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第15号「工事委託契約の締結について（南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事）」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第17、議案第16号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第17、議案第16号、工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」をご説明いたします。

本工事は、現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前2億1,924万円、うち消費税及び地方消費税の額1,624万円を変更後2億4,300万7,560円、うち消費税及び地方消費税の額1,800万560円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12

芳山建設株式会社 代表取締役 芳山龍二でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第16号「工事委託契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第18、議案第17号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第18、議案第17号、工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」をご説明いたします。

本工事は現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前1億8,964万8,000円、うち消費税及び地方消費税の額1,404万8,000円を変更後2億933万7,480円、うち消費税及び地方消費税の額1,550万6,480円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府泉南市幡代一丁目32番10号

阪南土建株式会社 代表取締役 前西邦康でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第17号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その2）」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第19、議案第18号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第19、議案第18号、工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」をご説明いたします。

本工事は、現在施工中であります。工事内容の一部変更により契約金額に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約金額につきましては、変更前5,378万4,000円、うち消費税及び地方消費税の額398万4,000円を変更後5,845万3,920円、うち消費税及び地方消費税の額432万9,920円に変更するものでございます。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪2532番地の1

株式会社松建興業 代表取締役 松尾敏生でございます。

本件につきましては、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、

議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第18号「工事請負契約の変更について（平成30年度町道海岸連絡線道路整備工事（その3）」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第20、議案第19号「岬町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第20、議案第19号、岬町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町水道事業の廃止に伴い、関係条例を整理するため、本条例を制定するものでございます。

岬町水道事業につきましては、4月1日より大阪広域水道企業団に統合されることに伴い廃止されるため、水道事業の記述がある本町の条例の整理を行うものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。また、あわせて新旧対照表をご参照ください。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第24条に定める特定の職員についての適用除外のただし書きで規定されている水道企業職員の規定を削除するものでございます。

第2条は、岬町職員定数条例の一部改正で、第2条第9号に定める水道事業の職員の定数の規定を削除するものでございます。

第3条は、岬町水道条例の一部改正で、第22条第1号に定める汚水排除量の認定につい

て、岬町水道給水条例の規定を削除するものでございます。

第4条は、岬町情報公開条例の一部改正で、第2条第1号に定める実施機関の定義について、水道事業管理者の規定を削除するものでございます。

第5条は、岬町個人情報保護条例の一部改正で、第2条第1号で定める実施機関の定義について、水道事業管理者の規定を削除するものでございます。

第6条は、岬町多奈川平野北合併処理浄化槽使用料徴収条例の一部改正で、第5条に定める汚水排水量の認定について、水道給水条例の規定を削除するものでございます。

附則として、この条例は平成31年4月1日から施行することを定めております。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第19号「岬町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第21、議案第20号「岬町総合計画条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 日程第21、議案第20号、岬町総合計画条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地域主権改革の一環として平成23年8月に施行された地方自治法の一部を改正する法律より、総合計画の基本構想の法的な策定義務がなくなり、計画策定と町議会の議決を得る手続については市町村の判断に委ねられることとなりました。

本町においては、総合計画の重要性を踏まえ、総合計画の位置づけを明確にするとともに、その策定にかかる手続を定めることにより、総合的かつ計画的な行政運営を図り、まちづくりの推進を図るため、本条例を制定するものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。議案書の裏面をご覧ください。

本条例は全5条で構成され、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針に関する総合計画の事項を定めております。

まず第1条では、条例の目的を定めております。

本条例は、本町における総合計画の位置づけ、策定の手続及び総合計画審議会に関する事項を定めることにより総合的かつ計画的な町政の運営によりまちづくりの推進に資することを目的とする者です。

次に、第2条では、この条例において使用する用語の定義を定めております。

第1号の総合計画では、総合計画は将来のまちづくりの方向性を示す最上位の計画であること。基本構想及び基本計画で構成されることを定めております。

第2号の基本構想は、まちづくりの基本理念やまちが目指す将来の姿を示す基本的な構想をいいます。

第3号の基本計画は、基本構想を実現するための施策の方向性を体系的に示す基本的な計画をいいます。

第4号の実施計画は、基本計画に定める施策を実現するための個別の事業を示す計画をいいます。

次に、第3条では、総合計画を策定または変更する際の審議会への諮問について定めております。

次に、第4条では、基本構想を策定、または変更する場合には、議会の議決を経ることを定めております。

次に、第5条では、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めることを定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行することを定めております。

以上が、岬町総合計画条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

○道工晴久議長 松尾匡君。

○松尾 匡議員 総務文教委員会に所属しておりませんので、幾つか質問させていただきます。

この計画条例というのは、そもそも計画策定をするという前提で行われているものと思うのですけれども、第3条と第4条に諮問のことが書かれています。順番を教えてください。

基本構想を策定するときの、先に多分予算を、1,000万円ぐらいかかる予定とは思っているのですけれども、これについて議会の、先に議決があるのか、それとも先に総合計画を策定したものが議会に提案されるものなのか、どちらか教えてください。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 まず、この総合計画の条例の制定についてですが、こちらにつきましては議会の議員の皆さんにも審議会の中に入ってください。その中で協議いただき、策定していきます。

策定しましたら、また議会のほうにご報告する形になります。

○道工晴久議長 予算とどちらが先やと。

総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 予算を計上して、予算が議決されたら計画を策定する形になります。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 もう一度おさらいしますと、予算が先で、そして審議会がつくられると。その審議会でもた諮られてということですが、議員は全員ですか。それとも、代表か何かで何名かに定められるということですか。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 構成委員は今後検討していきますが、議会を代表しまして2名程度入っていただく形になります。

○道工晴久議長 松尾議員、よろしいですか。

他にございませんか。

ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

議案第20号「岬町総合計画条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第22、議案第21号「岬町庁舎整備検討委員会条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第22、議案第21号、岬町庁舎整備検討委員会条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町庁舎の整備を検討する岬町庁舎整備検討委員会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

岬町庁舎につきましては、竣工から50年以上が経過し、施設の老朽化が進み、国が定める耐震基準を満たしていないことから、庁舎整備の検討を進めるため検討委員会の設置を行うものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。条例は8条で構成しております。

第1条は、設置に関する規定で、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として岬町庁舎整備検討委員会を設置するものでございます。

第2条は、所掌事務に関する規定で、委員会は町長の諮問に応じ、岬町庁舎整備に関する事項について調査及び審議し、その意見を答申するものとします。

第3条は、組織に関する規定で、委員会は委員15人以内で組織し、学識経験を有する者、住民から公募した者、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱するものとします。

第4条は、任期に関する規定で、委員の任期は第2条に規定する所掌事務が終了するときまでとします。

第5条は、委員長に関する規定で、委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定めること。委員長は会務を総理すること。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が職務を代理することを定めております。

第6条は、会議に関する規定で、会議は委員長が招集し、委員長が議長となること。

会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないこと。議事は出席委員の3分の2以上で決することを定めております。

第7条は、意見聴取等に関する規定で、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、必要な資料を提供させることができることを定めております。

第8条は、委任に関する規定で、条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事

項は委員長が会議に諮って別に定めることを定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行すること。最初の会議は町長が招集すること。委員等の報酬を非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に他の委員報酬の例に準じ、委員長には月額7,000円、委員には月額6,500円の報酬額を定めております。

本件につきましては、総務文教委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 総務委員ではないのですが、簡単なことですが、この条例は公布の日から施行するとなっているのですが、大体、これをやっていかないとわからないと思うのですが、どのぐらいの予定で最終になるのか、それもしわかっていたら言っていたきたいのですが。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今回の庁舎整備のあり方の検討につきましては、金曜日の一般質問の小川議員の質問の中でもご答弁させていただきましたが、市町村役場機能緊急保全事業という国の財政支援を受けることを前提として計画を進めているものでございます。

この国の財政支援につきましては、平成32年度中に実施設計に着手できる事業について対象となるということになっておりますので、我々としては、平成32年度の実実施設計に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、基本計画の検討につきましては、今年の12月ぐらいまでに計画案をまとめたいと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで、大綱的質疑を終わります。

議案第21号「岬町庁舎整備検討委員会条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。間もなくお昼になりますけれども、あと残る議案等を考えまして、副委

員長ともご相談させていただきましたが、このまま続行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、続行させていただきます。

○道工晴久議長 日程第23、議案第22号「岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第23、議案第22号、岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、太陽光発電施設の設置及び管理について、地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の良好な環境の保全に寄与するため、本条例を制定するものでございます。

議案書裏面が条例案でございますが、説明に当たりましては、あわせて配付させていただいております概要版の岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例案の概要に基づき、主な内容をご説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

1、背景でございますが、太陽光発電施設は山林や傾斜地に設置されるなど、防災上の問題、環境や景観への悪影響などの不安が拡大しており、また、事前に周辺住民等へ周知されないまま事業が行われるなどの問題が顕在化しています。

このようなことから、本町におきましては地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の良好な環境の保全に寄与するため、本条例を制定するものでございます。

このような背景を踏まえまして、2、条例の目的並びに3、基本理念を第1条関係並びに第2条関係において定めております。

4、条例の概要でございますが、(1)第3条関係では、対象となる施設を出力の合計が10キロワット以上のものと定めております。

(2)町、事業者、町民の責務としまして、第4条関係に町の責務を、第5条関係に事業者の責務を、第6条関係では町民の責務を定めております。

(3)第7条関係では、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定することを定め、第8条関係では、以降記載のように、第1号、地すべり防止区域から第11号、その他特に必要と認められる区域までを抑制区域として定めております。

以下、ご参照ください。

(4) 第9条関係では、町との事前協議を義務づけ、また、(5) 第10条関係では周辺関係者との調整について定め、(6) 第11条関係では、事業計画の届出を義務づけております。

(7) 第12条関係では、太陽光発電施設が地域と共生を図るため、以降記載のように、(1) 周辺地域の景観との調和及び事業区域内の環境の保全に関する事項。(2) 設置に係る防災上の措置に関する事項など、施設の基準を定めております。

以下、ご参照を願います。

(8) 第13条関係では、工事完了届の提出を義務づけ、また(9) 第14条関係では廃止の届出を義務づけております。

(10) 第15条関係では、施設の適切な維持管理について定め、(11) 第16条関係で、その報告の徴取について定め、維持管理状況の報告または資料の提出を求めることができるとしております。

(12) 町による立入調査等につきましては、第17条関係は立入調査を、第18条関係は、指導、助言、勧告を、さらに第19条関係では、事業者情報等の公表について定め、勧告に従わない場合、氏名等を公表できるとしております。

(13) 第20条関係は規則への委任について定めております。

5、その他といたしまして、附則第1項で、本条例の施行期日を平成31年4月1日とし、第2項、第3項では経過措置として条例の施行日以降の太陽光発電事業に適用すること。ただし、既に設置または着手しているものについては、施行日時点で関係する規定を適用するとしております。

以上が本条例案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 事業委員会に所属しておりませんので、1点お願いします。

この条例を制定するにあたって頑張っていたいただいているのですけども、法的な拘束力というのですか、違反した場合に罰則規定等々がないのかなと見受けられますが、この条例を無視するような事業者があらわれたら事業が行えないとか、そういうことはないのでしょうか。

実際、どう考えておられるのか、お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

罰則規定につきましては、先ほど説明させていただきましたが、氏名の公表まではできるということで、町のほうのできる内容として定めさせていただいております。

しかしながら、それ以上、どうしても言うことを聞かないというような事業者がもしあらわれたらということでございますが、従来どおり、大阪府、また国と大阪モデルという形で連携して体制を組んでやっておりますので、最終的には大阪府を通じて経産省へ報告を上げさせていただいて、強く指導していただけると、そのような形を取れるのかなということで今回この条例を定めております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

議案第22号「岬町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第24、議案第23号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 日程第24、議案第23号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、水門等操作員（操作協力を依頼している地域住民の方々）の災害時の補償内容の充実を図り、もって、本町の防災責任を果たすため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書の裏面と新旧対照表をあわせてご参照ください。

条例の改正内容につきましては、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、

非常勤嘱託員（水門等操作員）の出動報酬を追加するもので、報酬額は日額2,800円と定めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成31年4月1日より施行するとするものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第23号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第25、議案第24号「岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第25、議案第24号、岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、子どもにかかる医療費の助成について、医療費の助成対象年齢を拡充することにより一層の子育て支援の充実を図るため、本条例の所要の改正を行うものでございます。

今回の一部改正の内容といたしましては、子ども医療費について、本年7月から入院及び通院にかかる医療費の助成を受けることができる年齢を15歳に達する日以後における最初の3月末日から、18歳に達する日以後における最初の3月末日までに引き上げるもので、それに関する条項を改正するものでございます。

それでは、改正案についてご説明いたします。

議案書裏面及び新旧対照表をご参照願います。

第2条第1項中、「満15歳」を「満18歳」に改めるものでございます。

続いて、附則といたしまして、本条例は平成31年7月1日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の本条例の規定については、施行の日以後にかかる医療費について適用し、施行日前にかかる医療費については従前の例によるものでございます。

以上が、岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についての内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第24号「岬町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第26、議案第25号「岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第26、議案第25号、岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う、児童扶養手当法施行規則の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容につきましては、児童扶養手当の支払い回数が本年11月支払い分より年

3回から年6回に変更されることに伴い、児童扶養手当の改定時期を8月から11月に変更されることにより、受給資格者の所得について、1月から9月までの間に認定請求するものは前々年の所得で確認することとされましたので、本条例において同様の改正を行うものでございます。

また、字句等の調整が必要となったものについても改正を行うものでございます。

それでは、改正案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご参照願います。

第2条第2項第2号中の「被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）」を「被保険者」に。

第2条の2の見出し中「所得の制限」を「所得制限」に、同条第1項第1号中「各年の1月から6月まで」を「各年の1月から9月まで」に、この部分が先ほど主な内容で説明した箇所でございます。

同条第4項中の「規則で定める所得の額の計算方法」を「、規則で定める所得の額の計算方法」に。

第3条第1項中の「支給する」を「助成する」に、同条第2項第1号中「受けるとき」を「受けるとき。」に、同項第2号中の「定款をもって給付が行われたとき」を「定款等をもって給付が行われたとき。」に、同条第3項中の「特に必要と認めるとき」を「特別の理由があると認めるとき」に、第5条の見出し中の「開始」を「適用」に、同条第1項中「支給」を「助成」に、第6条（見出しを含む。）中「医療証等」を「医療証」に、第8条中「偽りその他不正の手段により助成」を「偽りその他不正の手段により医療費の助成」に、第9条第2項中「貸し付けてはならない」を「貸与してはならない」にそれぞれ改め、第10条第1項中の「その旨を」を削り、第11条中の「文書の提示又は必要な事項の報告」を「又は文書の提示若しくは必要な事項の報告」に、第14条中の「規則で定める」を「、規則で定める」にそれぞれ改めるものでございます。

続いて、附則といたしましては、施行期日を平成31年7月1日からとし、経過措置といたしましては、第2条の2の規定中、施行日から平成31年9月30日までの間は、平成29年中の所得により確認することから、同号中「同一生計配偶者」とあるものは改正前の「控除対象配偶者」とすることといたしております。

以上が、岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正の内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、

議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第25号「岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第27、議案第26号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第27、議案第26号、岬町介護保険条例の一部改正についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の改正及び介護保険法に定める第1号保険料の低所得者軽減強化並びに普通徴収にかかる端数調整を行う月を変更するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正案につきましてご説明いたします。

議案書裏面及び新旧対照表をご参照願います。また、別紙介護保険料(案)を添付していただきますので、あわせてご参照願います。

第5条第1項第6号ア中の「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改めておきます。これは、介護保険法施行令の改正によるものでございます。

続いて、同条第2項では、低所得者の介護保険料の軽減賦課にかかる保険料を掲載しております。

添付の介護保険料(案)をご参照ください。

第1段階から第3段階の低所得者の方の保険料を軽減しております。

第1段階は、基準額に0.45を乗じた3万2,400円から、基準額に0.375を乗じた2万7,000円に。

第2段階は、基準額に0.6を乗じた4万3,200円から基準額に0.475を乗じた3万4,200円に。

第3段階は、基準額に0.75を乗じた5万4,000円から基準額に0.725を乗じた5万2,200円にそれぞれ軽減するものでございます。

次に、第8条第4項においては、介護保険料の普通徴収にかかる端数調整月を7月から6月に変更を行うものでございます。

変更の理由といたしましては、保険料の本算定を7月から6月に1カ月早め、保険料を通知するための改正でございます。

続いて、附則といたしましては、施行期日を平成31年4月1日とするとともに、第5条第1項の規定は介護保険法施行令の改正の期日日と同じく平成30年8月1日から適用し、また同条第2項から第4項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲において規則で定める日から施行するものでございます。

続いて、経過措置といたしましては、この条例による改正後の第5条第2項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上が、岬町介護保険条例の一部改正の内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで、大綱的質疑を終わります。

議案第26号「岬町介護保険条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第28、報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」の報告を求めます。

教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 日程第28、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）についてご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分をご覧ください。

事故発生日時は、平成30年9月4日（火）午後2時40分ごろ。

事故発生場所は、XXXXXXXXXX。

損害賠償及び和解の相手方は、同所同番地、XXXXXXXXXX氏であります。

事故の概要ですが、台風21号の強風により、岬中学校校舎の屋根材が飛散し、相手方宅敷地に駐車中の車両を直撃し、損傷を与えたものであります。

損害賠償の額は対物損害賠償として6万7,514円であります。

損害賠償の内容といたしましては、損傷した車両の修理代でございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から相手方に全額支出されることになっております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、平成31年1月17日に専決処分を行ったものでございます。

今後におきましても、学校施設の維持管理に努め、事故発生の防止に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 教育次長からの報告が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いをいたします。
次の会議は、3月26日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。
どうもご苦労様でございました。

(午後 0時20分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、
ここに署名する。

平成31年3月5日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 出 口 実

議 員 竹 原 伸 晃